

市子ども・子育て会議委員を募集します

●問い合わせ先 子育て支援課 子ども政策班 ☎096(248)1162

市では、子ども・子育て支援事業計画第2期(令和2～6年度)を策定し、子育て支援事業を実施しています。また、次期計画(令和7～11年度)を令和6年度に策定します。

子ども・子育て会議は、子育て支援事業の推進に向け、計画の進捗状況の確認や計画の見直しなどを行なうための会議です。

子育て中の市民の皆さんの意見を聞き、子育ての状況やニーズを把握して、次期計画に反映させるため、子ども・子育て会議の委員を募集します。

- ▼応募資格 次の全てに当てはまる人
 - ・市内に住んでいる18歳以下の子どもの保護者
 - ・子ども・子育て支援に関心がある人
 - ・年3回程度、平日に開催する会議に出席できる人
- ▼募集人員 3人程度
- ▼選考方法 作文
- ▼任期 選任の日から2年間
- ▼報酬・費用弁償 報酬1回につき、報酬3700円と費用弁償(交通費などに相当する額)を支給します。

▼応募方法

住所・氏名・年齢・職業・電話番号を明記し、『合志市の子ども・子育て支援について思うこと』についての作文800字以内(任意様式)を送付・ファックス・メールで送付するか持参してください。

▼募集期限

12月28日(木)(当日消印有効)

▼申し込み先

〒861-1195
竹迫2140番地
子育て支援課 子ども政策班
☎096(248)1162
☎096(247)6300
✉kosodate@city.koshi.jp



▲市ホームページ



男女共同参画推進懇話会便り

男女共同参画推進懇話会

委員 桜井 直美さん

男女共同参画推進懇話会の委員となり2年目に入りました。

私の中で意識の変化があったのは、1月に行なわれた『気づきすぎずフェスティバル』で、LGBTQについての講演を聞いた時でした。講師の三浦暢久さんの体験や、ご両親への思いに触れて胸が熱くなり、性的マイノリティがゆえの苦労や葛藤に心を打たれました。

“LGBTQ”という言葉は耳にしましたが、この講演で初めて理解が深まり、性的マイノリティについて変に構えたり、意識したりすることなく、ごく自然に接していけるようになりました。ひとりでも多くの人が理解し、誰もが偏見のない世界で幸せに暮らしていける社会になってほしいと思います。

私は、母子保健推進員として、乳幼児健診のお手伝いをしていきます。7カ月、1歳半、3歳児と健診がありますが、最近、父親が連れての受診が多くなっています。

す。きつと、家庭でも夫婦で協力しあって子育てをしているのだろうと思うと、微笑ましく、エールを送りたくります。同時に、誰でも気兼ねなく育休が取れて、夫婦で育児に取り組み、思いやりのある幸せな家庭を築いていけるような社会に1日も早くなって欲しいと思っています。

さて、この連載記事のタイトルが今月号から変更になりました。以前の「素敵な人生・素敵なパートナー」から、より男女共同参画へのイメージが湧き、身近で分かりやすくなるように懇話会委員で協議し、「男女共同参画懇話会便り」としました。これからも、懇話会委員の情報を発信していきますので、よろしく願います。

来月1月20日(土)には『気づきすぎずフェスティバル』を開催します。詳しくは、後日広報紙などでお知らせしますが、魅力ある内容を準備中ですのでご期待ください。ひとりでも多くの参加をお待ちしています。



▲市ホームページ 男女共同参画

こころし健脚塾Ⅱ 6期生募集

●申し込み・問い合わせ先 高齢者支援課 包括支援センター(ワイプ) ☎096(248)1126

いくつになっても自分の足で歩くことができる体づくりを目指し、学習と運動を組み合わせた全12回の講座です。体力測定や3Dセンサーで全身状態や体の歪みを確認し、あなたの行なうべき効果的な運動を専門のスタッフが教えます。自宅でも継続しやすいプログラムです。

※内容は変更になる場合があります

▼対象

- ・65歳以上で医師からの運動制限がない人
- ・介護保険による通所型サービスを利用していない人
- ・今まで参加したことがない人
- ・とき 各回午後2時～3時30分(受け付け 午後1時45分)

▼ところ 野々島市民センター 体育館

▼定員 先着20人

▼申込方法 電話

▼申込開始日 12月4日(月)

▼持ってくるもの

- ・運動靴(室内用)、筆記用具、タオル、飲み物、参加費(1回につき200円)
- ※動きやすい服装で来てください

参加者の声

「毎日楽しく笑って続けられました」「できない時もスタッフが優しく声をかけてくれました」「新しいお友だちや趣味が見つかりました」「一生懸命になれる時間があってよかったです」



こんにちは

こちら消費生活センターです

●問い合わせ先 消費生活センター(安全安心課) ☎096(248)5442 相談受付時間 平日 午前10時～午後4時

賃貸住宅の退去費用

相談事例1

5年間住んだ賃貸アパートを退去した。敷金を2カ月分預けていたのに、返金されるものかと思っていたが、ハウスクリーニング代やクロス張替えの請求を受けている。妥当な請求なのだろうか。

(30代 女性)

相談事例2

10年間住んだ賃貸住宅を退去した。子どもが壁や床に落書きしていたので多少の負担は仕方ないと思うが、請求金額が高額すぎる。

(40代 男性)

解説

賃貸住宅を退去する時、借主には原状回復義務が発生します。原状回復とは、借主の故意・過失によって賃貸住宅に生じた損傷や通常の使用方法とはいえないような使い方をした場合に元の状態に戻すことをいいます。借主の責任によるものでなかった場合、入居時より状態が悪く

なったとしても、普通の使い方をしている生じた損耗は原状回復を行う義務はありません。国土交通省が公表している『原状回復ガイドライン』を参考にしましょう。ただし、契約書に特約事項がある場合は、それに従わなければならない場合があります。

契約する前に重要事項の説明を受け、原状回復・敷金返還・特約事項・中途解約の違約金などについて確認したうえで契約しましょう。

入居後部屋の状態を確認し、不具合はすぐに貸主側へ伝えましょう。傷や汚れは写真を撮っておくと退去時に役立つこともあります。

入居中に不具合が起こった場合もすぐに貸主側に相談しましょう。退去の際は立ち合いをし、費用負担があるかどうか確認しましょう。請求があった場合は、明細書をお願い、納得いかない場合はガイドラインを参考に交渉しましょう。



▲原状回復ガイドライン



▲消費生活センター